

## 観光新拠点魅力発掘事業業務委託 仕様書

### 1 業務目的

大阪市内の人気観光エリアでは、年々観光客が増加しており、特に外国人観光客を中心に人気観光エリアへの集中傾向が見られる。

一方で、まだ外国人観光客を呼び込む余地のある他の市内観光エリアにも、高いポテンシャルと魅力が存在していることから、これらのエリアにスポットを当て、外国人観光客の周遊を促進することを目的とした「観光新拠点魅力発掘事業」を実施する。

本業務では、大阪市内の観光エリアの新たな魅力を発掘することで市内周遊を促進するとともに、観光客のリピーター拡大によって更なる集客を目指す。

また、観光客の特定エリアへの集中を緩和することで、地域住民が安心できる生活環境を維持し、持続可能な観光地域づくりを推進する。

### 2 履行場所

本市指定場所

### 3 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

### 4 業務内容

#### (1) 対象エリアの決定

外国人観光客（特にリピーター）をターゲットに設定し、外国人観光客の更なる誘致が期待できる魅力とポテンシャルを有する新たな観光エリアを2箇所程度（以下「対象エリア」という。）選定し、提案内容を基に、発注者と協議・調整したうえで、実施箇所を決定する。

#### (2) 集客を図るための企画・実施

対象エリアに、より多くの外国人観光客を効果的に呼び込むため、対象エリアのコンテンツ（飲食店、美術館・博物館、クルーズ等）を活かしたキャンペーンやイベントなどを企画し、令和8年度は試行実施を含めて最低1回、令和9年度は本実施を最低2回実施すること。

その際、参加者や地域の方々を対象としたアンケートを実施し、「(4) 効果測定及び検証」の分析等に活用すること。

また、人気観光地で見られるゴミの増加やマナー違反といった課題が、対象エリアで生じることを避けるため、マナー啓発を促す取組をあわせて実施すること。

なお、キャンペーンやイベントの実施等により、外国人観光客が訪れる店舗等については、本事業への協力が得られるよう調整を行うこと。

加えて、店舗においてキャンペーン又はイベント等を実施する場合の費用負担については事業の目的や内容に照らして、受注者によるサービスや物品購入・契約等を前提とし、協力店舗個々に直接補助となるような金銭支給は行わないこと。

### (3) 広報プロモーション

対象エリアに外国人観光客を効果的に呼び込むため、ランディングページ (Web) の作成やインフルエンサーの活用など、多言語による広報プロモーションを実施すること。

また、紙媒体 (パンフレット、リーフレットなど) を作成し、観光案内所など外国人観光客に情報発信ができる場所に配架すること。

あわせて、将来的に民間事業者が主体となった商品造成につながるよう、旅行事業者やインフルエンサーを対象にファムトリップ等も実施を検討すること。

※ランディングページ作成のために取得したドメインについては、事業終了後に悪用されることのないよう、必要な措置を講じること

### (4) 効果測定及び検証

対象エリアでの観光ニーズや課題の整理、採算性の分析等を実施するため、イベントやキャンペーン等の企画、広報プロモーション等、事業全般について、アンケート等を実施するなど効果測定及び検証を行うこと。

そのうえで、将来的に民間事業者が主体となった商品造成が進むよう、手法や条件、観光素材等について整理し、報告書に取りまとめること。

また、効果検証は各年度に最低1回以上行い、初年度のイベントやキャンペーンの試行実施で得た効果検証結果を踏まえ、次年度の事業に向けた事業実施案を作成すること。

## 5 業務報告書の提出

年度ごとに業務報告書 (A4判) を1部作成し、データ (PDF形式) と合わせて、発注者に提出すること。

令和8年度: 令和8年度のイベントやキャンペーンの試行実施で得た効果検証結果を踏まえ、令和9年度に向けた事業実施案を作成し提出すること。

令和9年度: 本事業にかかる効果検証結果及び将来的に民間事業者が主体となった商品造成が進むよう、手法や条件、観光素材等について整理し、報告書を作成し提出すること。

提出期限: 各年度の末日

提出場所: 大阪市経済戦略局観光部観光課 (観光施策担当)

## 6 その他

- ・ 受注者は、本事業を円滑に実施できる体制を整備するとともに、本事業の実施に必要なかつ十分な人員の確保を行うこと。
- ・ 受注者は、各業務の進捗状況について随時、課題分析を行うとともに、発注者の求めにより、状況の報告及び以降の業務遂行に向けた協議を月1回程度行うこと。
- ・ 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。
- ・ 受注者は、本事業の実施にあたり、疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うこと。
- ・ 受注者は業務実施にあたり、収集する個人情報・法人情報については、個人情報の保護に関する法律・大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に則り、適正に管

理すること。

- 受注者は、本事業の実施にあたり、各種関係法令・条例等を遵守すること。
- 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

## 公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務(以下「当該業務」という。)の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

## 再委託に関する特記仕様書

- 1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。